免責決定

平成１６年（モ）第１１５３号
（平成１６年（フ）第１５７号）
金沢市北安江４丁目１番５号、申立時の住所
石川県松任市千代野西３丁目４番地10
破産者　中田　嘉樹
主文　破産者を免責する。
平成23年10月26日　　金沢地方裁判所

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第２０７０号
東京都港区虎ノ門５丁目12番13号
清算株式会社　ＭＮ株式会社
代表清算人　北村　英博
１　決定年月日　平成23年10月28日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第４号
北海道釧路市浦見６丁目３番８号
清算株式会社　株式会社釧路振興公社
１　決定年月日　平成23年10月26日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
釧路地方裁判所民事部

平成２３年（ヒ）第４号
秋田県男鹿市北浦湯本字中里81番地
清算株式会社　株式会社なぎさ
１　決定年月日　平成23年10月27日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
秋田地方裁判所民事第２部

特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第７号
徳島県名西郡石井町高川原字天神544番地１
清算株式会社　株式会社ラブリー
代表清算人　木宮　益子
１　決定年月日　平成23年10月26日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
特別清算債権一覧表

番号	協定債権者	債権額(円)
1	株式会社徳島銀行	183,189,244
2	徳島県信用保証協会	115,077,131
3	株式会社日本政策金融公庫	2,494,000
合　　計		300,760,375

徳島地方裁判所民事部

更生手続開始

平成２３年（ミ）第２号
大阪市淀川区西中島６丁目２番３号
更生会社　株式会社ミキシング
代表者代表取締役　佐藤　美樹
１　決定年月日時　平成23年10月25日午前10時
２　主文　株式会社ミキシングについて更生手続を開始する。
３　管財人　上田　裕康
４　更生会社の債務者及び財産所持者は、更生会社（従前の代表者）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
５　更生債権又は更生担保権の届出期間　平成24年１月20日まで
６　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　平成24年３月１日から平成24年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

配当表認可

平成２２年（船）第１号
神戸市中央区京町70番地
申立人　井本船舶株式会社
主文　配当表を認可した。
平成23年10月28日
神戸地方裁判所第３民事部

監督命令

平成２３年（再）第３号
岐阜県美濃加茂市下米田町小山672番地
再生債務者　株式会社春日
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　岐阜市今小町３　足立法律事務所　弁護士　足立　　洋
３　監督委員の同意を得べき事項（常務に当たるものを除く。）
１　再生債務者が所有する財産（ただし、商品を除く。）に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他の一切の処分
２　再生債務者の有する債権について譲渡、担保権の設定その他の一切の処分（ただし、再生債務者による取立てを除く。）
３　財産の譲受け（商品の仕入れを除く。）
４　貸付け（手形割引を含む。）
５　借財（ただし、小切手の振出及び商業手形の裏書譲渡を除く。）及び保証
６　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
７　訴えの提起及び保全、調停、支払督促の申立てその他これに準ずるものとして裁判所が指定するものの申立て並びにこれらの取下げ
８　和解及び仲裁契約
９　会社財産の無償譲渡（ただし、社会的儀礼の範囲のものを除く。）、債務免除、無償の債務負担行為及び権利の放棄
10　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
11　別除権の目的の受戻し
平成23年10月27日　　岐阜地方裁判所

再生債権の特別調査期間

平成２２年（再）第８号
神戸市西区櫨谷町福谷882番
再生債務者　医療法人社団白眉会
特別調査期間　平成23年11月10日から平成23年11月17日まで
平成23年10月27日
神戸地方裁判所第３民事部

再生手続による債権者集会招集

平成２２年（再）第８号
福岡市博多区吉塚４丁目６番45号
再生債務者　有働建設株式会社
１　期日　平成23年12月12日午前11時30分
２　会議の目的　再生計画案の審理及び決議
平成23年10月27日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（再）第１号
北九州市小倉南区徳力６丁目１番10―401号
再生債務者　有限会社アーム
１　期日　平成23年12月19日午後１時30分
２　会議の目的　再生計画案の審理及び決議
平成23年10月28日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第１３号
大阪市西区南堀江３丁目３番９号
再生債務者　株式会社平田家具
１　決議に付する再生計画案　平成23年10月25日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成23年12月21日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成23年11月30日
平成23年10月27日
大阪地方裁判所第６民事部

再生計画認可

平成２２年（再）第５号
石川県七尾市能登島半浦町七号１番地
再生債務者　能登島リゾート開発株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年10月26日の債権者集会で可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成23年10月28日　　金沢地方裁判所

平成２２年（再）第３２号
大阪府枚方市北中振４丁目10番３号
再生債務者　タイコー株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成23年10月26日
大阪地方裁判所第６民事部